

アジア地域ファンド・パスポートについて

金融庁 総務企画局総務課
課長補佐 寺田泰

アジア地域ファンド・パスポート (Asia Region Funds Passport: ARFP) については、2016年6月に参加5カ国 (日本、オーストラリア、韓国、ニュージーランド、タイ) で運用ルールの内容を定めた協力覚書 (Memorandum of Cooperation) が発効した。日本を含めた参加国は17年末までに国内制度上の対応を完了することとしており、各参加国で現在、円滑な実施に向けて国内でのルール導入のフェーズに移行している。

本稿では、ARFPの概要と経緯について説明した上で、より実務的な側面からARFPの枠組みの下での投資家保護やその仕組みについて説明する。なお、内容は全て執筆者の個人的な見解であり、金融庁の公式的な見解を示すものではない。

1. ARFPの概要と経緯

ARFPはアジア太平洋経済協力会議 (APEC) 加盟国のうち、参加を表明した国が投資家保護上の要件を満たしたファンド (投資信託等) について、相互に販売を容易にするため、規制の共通化を図るものだ。具体的には、ARFPの協力覚書に基づき、共通の一定要件を満たしたファンドに対し、参加

国における登録・認証期間を短縮して勧誘・販売を認める枠組みだ。

こうした「ファンド・パスポート」の枠組みは、アジアでも中国と香港の2当局間でファンド相互認証の取り決めが存在している他、東南アジア諸国連合 (ASEAN) の域内でも、シンガポール、マレーシア及びタイの間で、ASEAN CISフレームワークという枠組みが稼動しており、ファンド・パスポートの枠組みを利用したファンドが既に国際的に流通している。

これらの先行する枠組みとARFPを比べると、APECという非常に規模が大きく、また多様な地域を含む経済協力の枠組みの中でのイニシアチブである点、そしてオーストラリアと日本という経済や資産運用の市場規模が非常に大きい参加国を有する点がARFPの特徴だ (図表1)。

ARFPは10年から検討が続けられてきたが、15

(図表1) ARFPの概要

概要

ARFPは、APEC加盟国のうち参加を表明した国々が、投資家保護上の要件を満たしたファンド (投資信託・投資法人) について、相互に販売を容易にするため、規制の共通化を図るための枠組み。

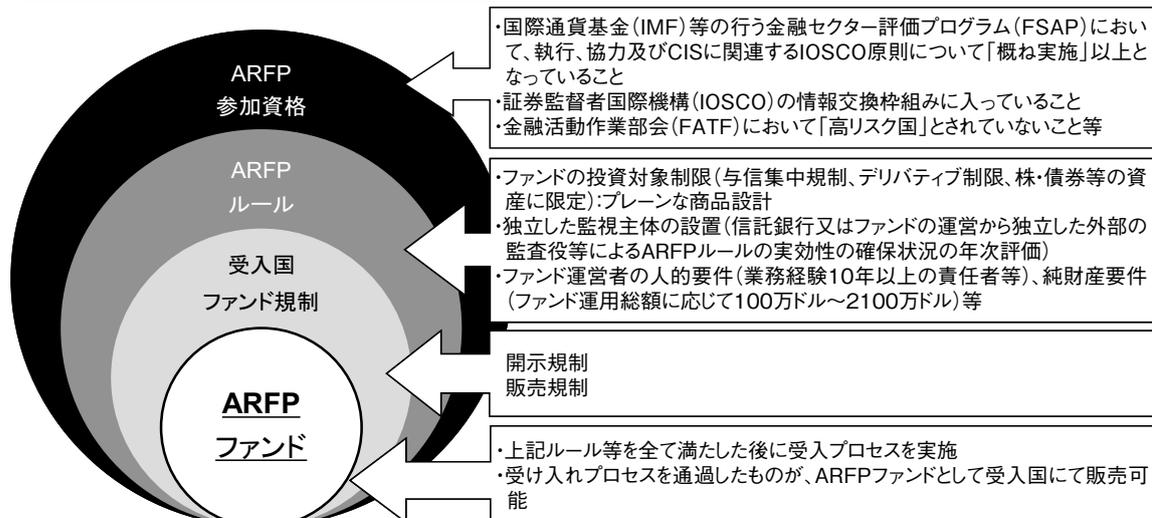
目的

1. ARFP参加国の投資家に対してより広範な投資機会の拡大を提供し、より高度なポートフォリオの運用と、投資目的の達成を可能とする。
2. アジア地域の資本市場の深化を促し、アジア地域の経済発展への投資の魅力を高める。
3. アジア地域の貯蓄に域内の再循環を促し、本地域の投資に利用可能な資金プールの拡大を図る。
4. アジア地域の金融市場及び資産運用業界の能力、専門性及び国際的な競争力を高め、健全な経済発展の支援を目指す。
5. 金融サービスにおける投資家保護と公平で効率的かつ透明性ある市場の促進を図る法及び規制の枠組みを下支えし、金融の安定性を支持し、集団投資スキームの運用及び販売において高水準の基準を提供する。

(図表2) ARFPファンドの投資家保護

本枠組みを利用して、ファンドを他国に輸出する場合、当該ファンドは、組成国の規制のみならず、下記全てのルールを守る必要がある。

- ARFP参加資格：ARFP構想参加国となるための国としての必須要件
- ARFPルール：ARFPファンドについてのルール
- 受入国のファンド規制：ARFPファンドを含め一般的にファンドに適用される規制



年9月、フィリピン・セブで開かれたAPEC財務大臣会合で、日本を含む6カ国が参加表明文書に署名した。このうち、フィリピンは現時点ではARFPへの参加要件であるIOSCO（証券監督者国際機構）の多国間情報交換枠組み（マルチMOU）への正式署名が済んでいないため、参加表明には署名しているものの、協力覚書には署名しておらず、正式参加には至っていない。

2.ARFPファンドの投資家保護

ARFPファンドの投資家保護に関しては、以下に示す3つのルールを守ることが求められている。

1つ目のルールは国・当局として参加適格要件を満たすことだ。IOSCOマルチMOU署名の他、IMF等の審査ではCISに関して国際的な原則を「完全に実施」、あるいは「概ね実施」している評価を得ていること、マネーロンダリングに関する国際機関FATFから「高リスク国」と指定されていないことという条件がある。

しかし、上記の条件を満たす国のファンドが全

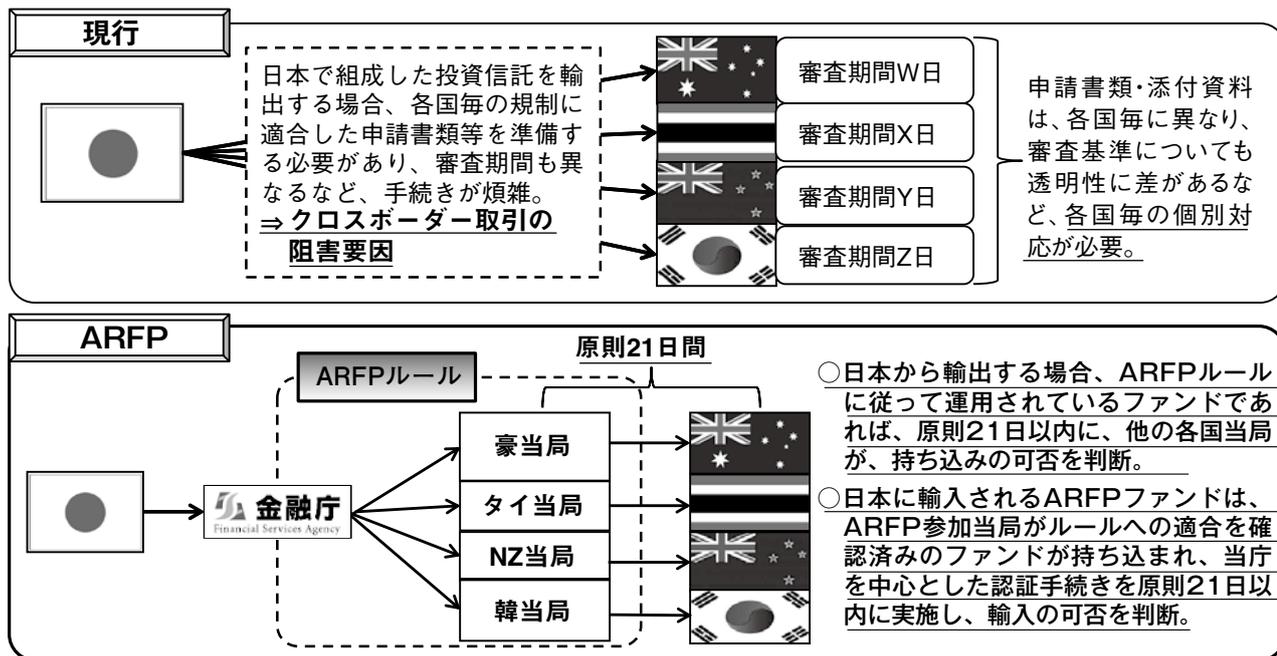
てARFPファンドとして認定されるわけではない。ARFPの登録・認証ファンドになるには、ARFPルールで定められたファンドごとの投資対象・ガバナンス、あるいはマネジャーの業務経験など人的要件や資産規模について、一定の要件を満たす必要がある。これが2つ目のルールとなる。

詳しい内容はAPECホームページで公表されている協力覚書に掲載されているが、一般には「プレーン」な投資対象のファンドであることが要件となり、複雑な内容のファンドはARFP適格にならない可能性がある。

最後に、ARFPのルール上、クロスボーダーでファンドが流通した後の開示・販売に関するルールについては、受け入れた国（ホスト国）のルールが適用されることになる。つまり、日本に輸入されたファンドの国内での開示・販売は、基本的に日本のルールが適用される。逆に、オーストラリアや韓国にファンドを輸出する場合は、現地のルールが適用される。これが3つ目のルールだ(図表2)。

(図表3) ARFPファンドの仕組み

- 証券規制当局間で合意されたルールに従って運用されているファンドについては、相互の参入プロセスの共通化が図られる。
- 日本からファンドを輸出する際には、他国における参入プロセスが緩和される。
- 日本へファンドを輸入する際には、他国当局においてルールに適合している旨を確認された登録ファンドが、その他外国籍ファンド(外国投資信託・外国投資法人)と同様の日本のプロセスを経て輸入されるもの。



3. ARFPファンドの仕組み

次に、ARFPファンドの仕組みについて説明する。

日本から同一ファンドを海外に輸出する際、現状ではそれぞれの国の規制に適合した準備をする必要がある他、審査期間もまちまちとなり、手続きが非常に煩雑になりがちだ。しかし、ARFPが実施されることで今後、金融庁によりARFPファンドであると認められたファンドであれば、加盟国向けでは原則として、21日以内に持ち込みの審査が完了する仕組みになる。

一方、ARFPの他の参加国から日本に対してARFPファンドが輸入される場合は、輸入ファンドについては日本では届出制となっているため、その他の参加国のように当局が一定期間で申請の内容を精査し、審査の可否を最終的に判定する仕組みにはなっていない。

このため、基本的にはARFPファンドに関して

も、日本に輸入される場合には、ARFPではない外国投資信託・投資法人と同様の国内プロセスを経て輸入されることになる。もっとも、ARFPルールで定められた運用会社やファンドに求められる要件は確保されている必要がある(図表3)。

4. 終わりに

東京国際金融センター構想の下、アジアの国の人たちがより利用しやすい資産運用の仕組みや市場を作るための努力を積み重ねてきている。ARFPは本構想に寄与する枠組みとなるよう、円滑なARFP実施に向けた環境を整えつつ、各関係機関との間でより緊密に連携しながら、推進する必要がある。今後とも各関係機関の協力を得ながら、力を尽くしていきたい。